

## ソフトウェア使用許諾契約書

- ※ 本ソフトウェアをご使用される前に必ずお読みください。  
 ※ 本契約は、株式会社共和電業の許諾に基づき本ソフトウェアを取得、またはレンタルしご使用いただく場合にのみ有効に成立します。

### 第1条 契約成立

本契約は、お客様が本ソフトウェアをインストールする際にディスプレイ上に表示されたソフトウェア使用許諾契約書に同意された時点または CD-ROM 等の包装を開封した時点のいずれか早い時点で成立します。本契約に同意できない場合は、当該行為を行う前に納入日より7日以内に購入元またはレンタル元にご返却ください。契約成立後の返品、返還は一切受け付けません。

### 第2条 使用条件

- 弊社は、お客様ご自身が下記の各条件に従い本ソフトウェアを使用することを許諾します。
  - 本ソフトウェアをお客様が占有・管理する1台のコンピュータにインストールして使用することができます。
  - 本ソフトウェアの使用とは、本ソフトウェアをコンピュータのメモリにロードして実行することにより本ソフトウェアを使用または使用しうる状態にすることをいいます。
  - 1つのソフトウェアを複数台のコンピュータにインストールすることはできません。複数のコンピュータにおいて本ソフトウェアを使用する場合、同時に使用しない状況であっても、本ソフトウェアがインストール、使用、表示または実行されるコンピュータごとに本ソフトウェアを購入しなければなりません。
- 本ソフトウェアは独立した複数のソフトウェアで構成される場合がありますが、これらを分離して複数のコンピュータで使用することはできません。
- 本ソフトウェアを構成する一部として第三者の著作権に属するソフトウェアコンポーネント（ソースコードの形式で若しくは無償で公に入手可能なソフトウェアを含むもの又はこれを改変したものを含む。以下「オープンソースソフトウェア」という）が含まれることがあります。なお、オープンソースソフトウェアには、下記の各条件が適用されます。
  - オープンソースソフトウェアの使用においては、オープンソースソフトウェアの原権利者が定めるライセンス条件（以下「オープンソースライセンス」という）に従うものとします。本ソフトウェアにオープンソースソフトウェアが含まれる場合、弊社からお客様に対して別途オープンソースライセンスの提示を行うものとします。
  - 本契約と各オープンソースライセンスとで矛盾する規定が含まれる場合、矛盾する箇所に限り、該当するオープンソースライセンスの内容が優先して適用されます。
- お客様はバックアップの目的で、本ソフトウェアのバックアップコピーを1回に限り作成することが出来ます。当該バックアップコピーには、本ソフトウェアの著作権が弊社に帰属する旨を表示させるものとします。当該バックアップコピーは、本ソフトウェアが予期できない事由により使用できなくなった場合に限り、使用できるものとし、その他使用条件以外の事項に関しては本使用許諾契約の各条項が適用されます。
- 本ソフトウェアをレンタルした場合も、本契約に基づいて使用するものとします。

### 第3条 禁止事項

お客様は、本契約で許諾される場合を除き以下の行為を行うことはできません。

- 本ソフトウェアの複製およびその使用並びにマニュアル等関連資料の複製
- コンピュータプログラムの改変・リバースエンジニアリング、本ソフトウェアの全部または一部の再配布・再使用許諾・公衆送信（送信可能化を含む）、本使用許諾権の譲渡
- ネットワーク経由で本ソフトウェアを使用させること
- 弊社がお客様に提供する製品の識別情報の第三者への開示・提供
- 1台のコンピュータに複数人が同時にログインして使用するなど1台のコンピュータを同時に使用または共有可能なシステムで本ソフトウェアを使用すること
- 本ソフトウェアを有償で第三者に使用させること、本ソフトウェアを商用サービスに組み込むこと、その他レンタル、譲渡、または移転すること

- 権利保護を目的として本ソフトウェアに予め設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて本ソフトウェアを複製、翻案、使用すること

### 第4条 弊社の責任

- 本ソフトウェアのプログラムについて、機能、性能および品質などがおお客様の目的に適合することを保証しないものとします。
- 本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスを利用した結果生じた、直接的および間接的な損害を問わず、弊社に故意重過失がある場合を除き、いかなる損害に関しても弊社がその一切の責任を負わないものとします。
- 本ソフトウェアの仕様はお客様への予告なしに変更されることがありますが、これに伴ういかなる損失も弊社は負担しないものとします。

### 第5条 バージョンアップ版に関する特約

本ソフトウェアが、弊社の既存ソフトウェアのバージョンアップ版等として提供されている場合、本契約は旧バージョンの有効なライセンスを保有しているユーザーとの間に限り有効に成立します。この場合、お客様は旧バージョンのソフトウェアを利用することはできません。

### 第6条 一般条項

- 本ソフトウェアの著作権は弊社が保有（オープンソースソフトウェアが含まれる場合は、当該オープンソースソフトウェアの著作権はオープンソースソフトウェアの原作者が保有）するものとします。当該著作権は著作権法および国際条約の規定によって保護されています。
- お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、著作権法、輸出規制関連法を含むその他関連法令を遵守するものとします。
- お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、または弊社又はオープンソースソフトウェアの原権利者の著作権を侵害した場合は、弊社は本契約をなんらの催告なくして即時解除することができるものとします。
- 弊社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む）に関しても、弊社に故意重過失がある場合を除き、弊社は一切の責任を負いません。
- 本契約が解除された場合、またはレンタル期間が終了した場合は、お客様は速やかに自己の負担で本ソフトウェア（バックアップコピーを含む）を返却または破棄するものとし、使用を継続することはできないものとします。
- 本契約の解除および終了に従って本ソフトウェアの全部または一部（バックアップコピーを含む）が利用不可能になることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、弊社に故意重過失がある場合を除き、弊社は一切責任を負わないものとします。

### 第7条 紛争処理

- 本契約に関して紛争が生じた場合には、かかる紛争を友好的に解決するよう合理的な努力をするものとします。
- 本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。



株式会社 共和電業  
<https://www.kyowa-ei.com/>